

要求実現の力をもつ
労働組合をめざし、
全国で組織建設と拡大
をすすめよう！



発行所
JMITU
(日本金属製造情報通信労働組合)
〒114-0023 東京都北区滝野川
3-3-1 ユニオンコーポ3階
電話 (03) 5961-5601~2
FAX (03) 5961-5603
※組織外、無断転載禁止

コロナ禍からいのち、雇用を守れ

厚労省・国会に要請 21 春闘勝利へ決起集会

春闘賃上げ要求 28,334 円(10.03%) 24 日一斉提出

労働者のくらしと雇用を守るため、休業補償・雇
調金の拡充などを求め厚労省に要請(2月17日)



2月17日、「コロナ禍から守れ！いのち・くらし・雇用」をと、JMITUの中央行動が参議院議員会館でおこなわれ、21春闘決起集会のあと、厚生労働省と衆参両院の厚生労働委員に要請しました。

厚労省への要請交渉では日本IBMにおける退職強要や、受注減で休業が長引いている実態など示し、「安易な人減らしリストラをすすめる大企業を指導すること」、「休業手当を平均賃金の8割以上に引き上げる労働基準法改正」「コロナ収束までの雇用調整助成金の延長」などを要求しました。

厚生労働省は「解雇には社会的相当性が必要。人権侵害があってはならない」「雇調金の延長については事業主からも要望がある」などと応えました。

決起集会では三木委員長が「コロナ禍だからこそ大幅賃上げ実現をめざし、3・7集会と3・11、3・18統一スト成功に全力をあげよう」と訴えました。日本共産党の畑野君枝衆議院議員が情勢報告。コロナ感染拡大からいのち・くらしを守る「緊急署名」が手渡されました。

124 支部分会が要求提出

JMITUは24日、全国いっせいに21春闘賃上げ要求を提出しました。要求提出124支部分会(一部未集約)の平均は昨年を上回る28,334円(10.03%)。コロナ禍での残業代大幅減少など家計悪化を反映し、「残業なしでも生活できる大幅賃上げ」を求める積極的な要求となっています。

各職場では、「要求アンケート」「一言メッセージ」「家計簿調査」など、生活実態と切実な声を集め、生計費原則にもとづく要求づくりがすすめられました。

3月10日(水)の回答指定日を前に、7日(日)には東西で金属労働者のつどいが開かれます。回答翌11日(木)、さらに18日(木)には第1次、第2次の統一ストに突入します。

コロナ禍だからこそ大幅賃上げ！ 3・7金属労働者のつどいへ

JMITUやダイハツディーゼル労組、荏原合同労組など、21春闘を元気にたたかう金属労組懇談会が東京と大阪の東西で同時開催する3・7金属労働者のつどいまで1週間余りとなりました。

コロナ感染がまだ続いているが、いずれも感染防止に務めながら、屋外での集会とデモがおこなわれます。

日比谷野外音楽堂で開かれる東日本集会では国民春闘共闘の小畑全労連議長はじめ、東京春闘共闘、医療・自治体・福祉保育の仲間が連帯あいさつ。

コロナ感染から国民のいのちを守るために日夜奮闘している医療や介護の労働者もかけつけ、「PCR検査の徹底を」「医療機関への財政支援を」「コロナ禍だからこそ大幅賃上げ！最賃1500円に」と、ともに声をあげます。

22日には東日本、25日には西日本の各実行委員会が開かれ、集会の開催をあらためて確認。集会成功に向け職場からの参加の確認などつよめることを申し合わせました。



3.7 21春闘を元気に!

3.7 金属労働者のつどい

コロナ禍の生活悪化を突破

「すべての仲間の賃上げと雇用の安定」で、
くらしと経済をたてなおそう!

東日本集会	西日本集会
日比谷野外音楽堂 開場12:30 開演13:00	大阪・扇町公園 開場10:30 開演11:00
日の丸線「南」駅C4出口より徒歩1分 千代田線「日比谷駅」A14出口より徒歩1分 都営三田線「内幸町駅」A7出口より徒歩2分	地下鉄堺筋線扇町駅徒歩1分 JR天満駅徒歩8分

21春闘とともにたたかう金属労組懇談会 電話 03-5961-5901

賃金減額「7%でも許されない」

日本IBM第3次パワハラ賃下げ裁判 全面勝利し和解



勝利和解後、厚生労働省で記者会見する
日本IBM支部と原告、弁護団 (25日)

2月25日、JMITU日本アイビーエム支部組合員18人が日本IBMとその子会社を相手に、東

京地裁で争っていた第3次パワハラ賃下げ裁判で和解が成立。全面勝利で解決しました。

和解は会社側が「賃金減額措置を撤回」「減額前の賃金に戻す」「減額による差額賃金と遅延損害金を支払う」ことを骨子とするもので、原告主張のすべてを認めるという原告側全面勝利の画期的内容です。

日本IBMは2013年以降15~10%の一方的な賃下げをおこない、第1次裁判では判決前に原告側請求をすべて認め(認諾)し、第2次では第3次と同様の内容で和解しました。第3次で会社は本俸ではなく賞与部分の7%カットで新たな挑戦をしましたが、これも許されないことが明らかになりました。(「声明」)

「JMITU」(メールニュース版)は、毎月発行を基本としつつ、闘争時の職場のたたかいなどを適時発信していきます。各支部・分会などひろく展開してください。